

日出町総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定に基づき、町長と教育委員会が円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題や目指す姿等を共有しながら、連携して効果的に教育行政を推進するため、日出町総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成員)

第2条 会議は、町長及び教育委員会をもって構成する。

(所掌事務)

第3条 会議は、次に掲げる協議及び事務の調整を行う。

- (1)教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱策定に関する協議
- (2)教育を行うための諸条件の整備等、重点的に講ずべき施策についての協議
- (3)児童・生徒等の生命又は身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4)その他必要な事項に関すること

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて町長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議は、協議を行うに当って必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 4 会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると会議が認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると会議が認めるときその他公益上必要があると会議が認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第6条 町長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、非公開となった会議の議事録を除き、これを公表するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課が総括し、会議の運営は教育委員会事務局教育総務課が補助する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。